

## 通知

関係各位

フィリピン共和国大使館海外労働事務所 (POLO-TOKYO) における手続きは、OWWA Membership 及び BM (BALIK-MANGGAGAWA)-OEC (Overseas Employment Certificates) の申請を除き、料金は徴収していません。

フィリピン人労働者 (OFW) が日本で就労する為に必要な書類や雇用関係書類の申請に関する情報は、当事務所のウェブサイトウェブサイト ([www.polotokyo.dole.gov.ph](http://www.polotokyo.dole.gov.ph)) 又は、電子メール ([polotokyo@gmail.com](mailto:polotokyo@gmail.com)) を通じて取得ください。

当事務所における各種手続きは、ブローカーや入管法に精通した弁護士・行政書士等を含む第三者に委託する必要はありません。

つきましては、雇用主、受入れ機関としてフィリピン海外雇用庁 (POEA) の認可を得た機関 (技能実習制度における監理団体や特定技能の受入機関等)、フィリピン人労働者の皆様におかれましては、直接、当事務所のウェブサイトを確認するか、電子メール ([polotokyo@gmail.com](mailto:polotokyo@gmail.com)) を通じてお問い合わせ下さい。フィリピン人労働者を採用予定の雇用主におかれましては、ミスコミュニケーションや誤った情報の取得を回避する為にも、雇用主自ら当事務所に直接、お問い合わせください。

これは、雇用主、受入れ機関、フィリピン人労働者の皆様に、無償で、当事務所の業務及びフィリピン政府が発表する正しい情報を提供する為の措置です。

つきましては、当事務所においては、雇用主/受入れ機関からの委任の有無にかかわらず、雇用主に代わり第三者が、各種手続きを代行したり、来館又は電話による雇用関係書類の審査状況について問い合わせしたりする行為について、**引き続き**、お断りしております。

以上、ご協力お願いいたします。

2019年7月17日 東京  
マリー ローズ C エスカラダ  
労働アタッシェ